

平成30年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成30年11月9日（金）10:00～12:00
- 2 場 所 福島県農業総合センター 1階多目的ホール（郡山市）
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、舶来総務課長、橋本教育総務課長、平岩復興推進課長、猪狩建設課長、大浦健康福祉課長、鈴木生活支援課長、高橋戸籍税務課長、板倉秘書広報課長
- 4 町民出席者 39人

5 町長あいさつ概要

双葉町への帰還に向け、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の具現化に向けた取り組みを行っている。2020年（平成32年）春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の避難指示解除を目標とし、除染・建物解体、インフラ復旧などの帰還環境整備に集中的に取り組んでいる。

○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点については、本年1月に着工し、現在は着々と造成工事が進んでいる。併せて復興産業拠点内へ立地する企業の募集を行ってきたが、今年8月に株式会社アルメディアと企業立地協定を締結し、9月には地元企業である双葉住コン株式会社と東京に本社がある大林道路株式会社共同企業体を設立して中野地区復興産業拠点への企業立地協定を締結した。さらに立地を希望している約20社の企業との協定締結に向けての協議を進めている。町内事業者の方々には中野地区復興産業拠点への立地についてぜひご検討をお願いしたい。
- 2) 駅西地区生活拠点等整備事業については、「住む拠点」として整備するため、現在、用地取得に取り組んでいるところであり、平成34年（2022年）春頃の居住開始を目指し、復興公営住宅や賃貸住宅等の建設、分譲地の整備など帰還環境整備を進めていく。駅東側のエリアについては、「まちなか再生ゾーン」と位置付けており、町の公共施設などを活用した既成市街地の再生を目指し検討を進めていく。
- 3) JR常磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事については、常磐線の全線開通に合わせ平成32年（2020年）3月までに完成させる予定で工事を進めている。
- 4) 特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体については、9月30日に拠点区域内関係者を対象とした説明会を行い、来年4月からは特定復興再生拠点区域全域での除染・建物解体が行われる予定。
- 5) 福島県が整備するアーカイブ拠点施設については、来年1月にも建設工事が始まり、平成32年（2020年）夏頃の開館を目指す予定。
- 6) 寺沢地区に設置される常磐道復興インターチェンジについては、平成32年（2020年）春頃の完成、供用を目指し工事が行われている。復興インターチェンジのアクセス道路となる県道井手長塚線、町道久保前・中浜線ほか2路線を中野地区復興産業拠点とを結ぶ町の復興シンボル軸として復興インターチェンジと合わせ供用ができるよう福島県により整備が進められている。
- 7) 復興まちづくり計画（第二次）の施策具現化のための取り組みとして、10月3日、

平成30年度第1回復興町民委員会を開催した。今年度の委員会は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に関する取り組み状況や避難指示解除に関する考え方、実施計画の進捗状況について委員の皆さんからご意見をいただき、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。

また、役場職員による復興まちづくり推進会議幹事会ワーキンググループを設置し、議論を進めるとともに、併せて実施計画等に反映させていく。

○中間貯蔵施設について

- 1) 中間貯蔵施設に係る町有地については、7月19日に開催した双葉町議会臨時会での議決を経て、工業団地として分譲を予定していた平場及び法面は売買契約を締結し、郡山尾浸沢山林等は地上権を設定した使用契約を国と結んだ。
- 2) 県内で発生した除染廃棄物については、昨年度末までの実績として、町内に確保した保管場へ約36万m³が搬入された。今年度については、両町で約180万m³予定されている。10月現在約60万m³が搬入されている。施設整備が進み搬入量の増加に伴い輸送車両も増加すると予測されるので、運搬にあたっての安全管理をより一層強化するよう要請していく。
- 3) 中間貯蔵施設用地の契約件数は、9月末時点において、中間貯蔵施設建設予定地全体で、契約者が1,579人(66.9%)、契約済面積が約1,037ha(64.8%)。なお、町内分の町有地を除く契約済面積が78.7%、町有地を含む契約済面積は60.2%。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明及び安全な施設管理の徹底を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

平成28年度から「生活サポート補助金」事業を開始し、平成28年度の受給率は8月末現在で81.3%、平成29年度は70.9%となっており、引き続き、受給漏れのないように対応策を講じていく。

○共同墓地について

今年5月に完成し、6月より区画使用の申し込みを開始したが、現在自由墳墓は48区画の申し込み。空き区画の自由墳墓や納骨墓、永代墓については随時受け付けしており、使用状況については町公式ホームページで公開している。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

高速道路の無料化の措置については、「ふるさと帰還通行カード」が導入され、平成32年(2020年)3月31日までの無料措置の延長となっている。

医療費の一部負担等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても引き続き継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 町からの説明

- (1) 双葉町の教育行政について説明（橋本教育総務長）
- (2) 避難指示解除に関する考え方（素案）について説明（平岩復興推進課長）
- (3) 双葉町特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体について説明（猪狩建設課長）
- (4) 平成30年度住民意向調査について説明（復興推進課長）

7 懇談概要

(町民：男性)

中間貯蔵受け入れの説明会の際、受け入れは損害賠償問題にとって最後の砦になると話をさせてもらったが、町としてどのような流れで取り組みをしてきたのか聞かせてほしい。

2点目は、中間貯蔵施設の地図を見ると、町シンボルである双葉海水浴場がすっぽりと入っているがどのような扱いになるのか。

3点目は、中間貯蔵施設内にはこれから色々な施設が出来ると思うが、現在の風景が残っているうちにバス等で見学会などの実施を要望する。

最後になるが、以前は高速道路料金所で被災証明・免許証等の確認でよかったが、最近ではふるさと帰還通行カードを機械に通してデータ等を取っているように見えるがなにをしているのか教えてほしい。

(伊澤町長)

損害賠償問題については、他自治体とは違い避難指示が継続している状況であり、これからも継続を国に強く要望している。本年も原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長にも要求・要望書で強くお願いしている。

2点目の双葉海水浴場については、中間貯蔵エリア内に入っている。ただ町として現在考えている事は、原子力災害だけでなく津波被害も受けており20数名の方が亡くなっている事実もあることから、マリーナハウス等、後世に残して伝えていく取り組みをしている。

3点目は、国に申し入れ対応していきたい。今ここで出来るかと言う話ではないが、申し入れをしていきたい。

(舶来総務課長)

ふるさと通行カードについて以前、個人情報への積み上げなどを行っているのか聞いてみたが、そういう事ではなく行動範囲のデータ取りのためということだった。

(町民：女性)

3年前に家を再建したが、双葉町にある家が今後解体される。双葉町が帰町した際には帰る家がない。双葉町に帰町した場合に家を再建出来るよう追加賠償が出るように要望してほしい。

精神的慰謝料に関しても昨年5月に終わっているが追加賠償が出来るよう要望願う。

(伊澤町長)

双葉町の皆さんが避難されて7年8カ月経つが、避難先で住宅再建されている方が約70%位いる。当然、双葉町に戻った際には生活負担がかかってくる。避難指示が継続している状況なので、町としても精神的賠償も含め今後継続して強く要望していきたい。

(町民：男性)

以前、東電の賠償相談センターに行った際、精神的賠償は10年間分出ていると言われた。精神的賠償と迷惑料は違う。しっかり精神的賠償の追加要求を強くお願いしたい。

(伊澤町長)

取り組みはしているが、国や東電に文書等で要求・要望をしても納得した回答が得られないのが現状。これからも言われた事を肝に銘じ強く要求・要望を粘り強く行っていく。

(町民：女性)

町議会議員が埼玉には全然来ない、来てもらえるようお願いしたい。

2月に郡山海岸に行った際、マリーンハウスから南側の堤防ができていないなぜか教えてほしい。

次に、近隣町村では、耕作放棄地に1.8倍の税金を掛けるという文書を見たが、双葉町の場合はどうなっていくのか。家を解体し更地になったら固定資産税がかかると思うが、住めなくなった土地にどの位の税金がかかるのか。

(伊澤町長)

まず埼玉に議員が来ないということであるが、我々執行部と議会は二元代表制で別機関になる。町執行部は言える立場に無い事を理解してほしい。そのようなご意見があったことについては議会に伝える。

次に海岸堤防がマリーンハウスの前から出来ていないということについては建設課長の方から説明させる。

耕作放棄地に1.8倍の税金がかかるという話は、産業課長から説明させる。

家屋解体後の固定資産税については、双葉町は避難指示解除していない状況であり、人も戻っていない状況なので、町としては税金をかける考えはない。ただ、帰町した場合は税金を払うのは国民の義務なので、税金は払ってもらうが、当然、原子力災害による土地の低下もあるので、先行して解除している自治体の取り組みなど勉強して、適正な税金をいただく事になる。

(猪狩建設課長)

海岸堤防の件については、現在マリーンハウス北側については、避難指示解除準備区域に指定されていて、平成31年度完成を目指して堤防のかさ上げ等を行っており、マリーンハウス南側については、帰還困難区域なのでスタートが遅れていて、現在、用地取得を県の方で行っている。完成時期は未定であるが、平成32年度一部避難指示解除には間に合わないが、県の方が仮締め切り等で津波の侵入等を抑えたいという考えである。

(志賀産業課長)

耕作放棄地の課税については、こちらの方は全国的に耕作放棄地が多いという事で作放棄地を解消しなければ課税を強化したいという話がある。今後、個別に回答したい。

(町民：女性)

今、細谷地区は現在5件しか残っていない。この先5件で行政区をやっていくのか。

(伊澤町長)

細谷地区に関しては、6号線の西と東で国が判断して境界として5件残した事は認識している。行政区の存続については、町の帰町・帰還の時期によって変わってくると思う

が、今の時点で行政区が無くなるという事ではなく、帰町・帰還の時期によって考え方が決まってくるのかと思う。

(町民：男性)

シンボル軸の件について、インターから羽鳥地区県道だが、除染廃棄物輸送道路に利用されるという事だが、最盛期に一日何台のダンプが通って何年続くのか。

それから、耕作再開モデルゾーンだが、徹底した除染という事だが、どの様な事なのか。

避難指示解除後について、解除後 24 時間不特定多数の人が出入りすると思うが、防犯対策等の町の考えをお聞きしたい。

(伊澤町長)

シンボル軸の県道井手長塚線の除染廃棄物車両の一日の通過台数については建設課長から説明させる。

耕作再開モデルゾーンの徹底した除染については、耕作を再開させても大丈夫な線量まで低下させていくのが目標になっていく。私としては、耕作出来るレベルの線量と捉えている。

避難指示解除後の防犯対策は、帰還困難区域内の特定復興再生拠点への出入りの緩和は随分議論してきた。出入りの緩和をした方がいいのか、今までどおりにゲートを作って立ち入り規制した方がいいのか、国の復興創生期間があと 3 年しかない中である程度思い切った対応をすることによって復興を進めた方が私としてはいいと思っている。立ち入り緩和することによって現在行なっている防犯対策等の取り組みの強化を町の方で考えてないわけではないが、町としては、残された 3 年間で町の復興をどれだけ進められるのか、国よりどれだけ予算を貰って進められるかに懸かってくる。

(猪狩建設課長)

双葉インター開通後の一日のダンプの通過台数は、一日最大 1,500 台以上、1 時間に 200 台通過する予定である

(町民：男性)

ダンプが通る際の安全確保等を環境省にお願いし、シンボル軸の妨げにならよう願う。

耕作再生ゾーンの徹底した除染は空間線量ではなく、土壌の除染される前の事前調査・事後調査をお願いする。

9 月 30 日の地権者の説明の際、各行政区の区長から各地区の文化財保存について質問があったと思うが、町の考え方が決まっていればお聞かせ願いたい

(伊澤町長)

今、ご指摘いただいた色々な点については、出来るだけ取り組んでいきたい。当然耕作再開ゾーンの場合は、人の口に入るものなので人体に影響があってはいけない物であるので、土壌中の線量に関してもしっかり低減して問題の無い状況にしなければ、作物として適していないものなのでその事も踏まえて取り組んでいきたい。

文化財保存に関しての事は、教育総務課長の方から説明させる。

(橋本教育総務課長)

教育委員会としては、地区の要望によって町の方に要請があれば現地調査をして、どの

ように文化財をレスキューしていくか協議し、対応している。

(町民：男性)

避難指示解除後に、固定資産税の徴収はいつから実行するのか。

以前、行政区長が住民に説明するよう要望したが、説明会を国と合同で2回やっただけで住民の理解を得られたのか。

次に、避難解除後の住民票の取扱いについて教えてほしい。

避難指示解除の3要件の中に、年間積算線量20mSv以下と言っているがどこを探してもその数字が出てこない、事故前の数値に戻してほしい。

(伊澤町長)

固定資産税については、納税は国民の義務であり、いずれは払ってもらうことになるが、解除してすぐというわけではなく、段階的に行っている事例もあり、先行自治体の取り組みを検討して町民に不利益にならないようにしていきたい。

住民票に関しては、国の命令・指示で避難しているわけなので、避難先自治体に住民票を移している方もいる。皆さんの判断で対応するという状況は変わらないと思う。

年間積算線量20mSvで帰還という話だが、あくまでも国の3要件で双葉郡内の8町村中6町村が避難指示を解除している。帰還困難区域を除く場所という事で避難指示の解除をしている。全町避難しているのは、双葉町と大熊町しかないが、他の6町村に関しては避難指示解除をして帰還が始まっている。

年間積算線量20mSv以下が適切かという事ですが、国の3要件で他の6町村は避難指示解除をしてくれているので国は変えるつもりは無いと思う。ただ、国の3要件を元に避難指示を解除すると思うが、帰町するにあたり住民の皆さまの自己判断の決定で戻っていただきたい。

行政区から要望したという件については総務課長に説明させる。

(舶来総務課長)

5つの行政区からの要望に基づき、行政区長会で説明している。

(金田副町長)

昨年、特定再生復興拠点が決まる前の計画について行政区長の方にもしっかり説明してほしいという要望があったので、行政区長会で説明している。

この国の3要件をご覧になって、この後、避難指示を解除するにあたって、国・市町村・町民と十分な協議とあるが、これをたとえば町政懇談会での説明1回だけで解除していくのはおかしいのではないかというご指摘でよろしいか。それについては、当然これから、避難指示解除等皆さんに説明してご理解いただき、町として国と協議してしっかりと検討しなければならないと思っている。

(町民：男性)

約束できるのか。十分に協議しないままではみんなが困ってしまう。

(伊澤町長)

避難指示解除については、慎重にやらなくてはならないというのはそのとおりである。3要件では、市町村と町民の十分な協議となっているので、皆さまに十分にご理解をいただけるよう協議をするので、国の方に町民に納得いくような決定をさせるようにしていく。町としても色々な情報提供をしていきたい。私自身が、自治会や行政区総会にできるだけ

参加して、皆さんと町の現状等を説明してご理解いただくよう取り組みをしている。

(町民：男性)

双葉町にある個人の住宅解体について、庭にある庭木・庭石については、個人で何とかしなければならないのか。

借地の場合の対応の説明もお願いしたい。

(伊澤町長)

個人所有の土地に建てた場合と、借地に立てた場合の話だと思うが、自分の土地に建てた場合は基本的に家屋の解体は行っている。一方では、原則庭木・庭石に対しては対応しないとなっていたが、解体する本人と十分に話をして柔軟な対応をしてくれるようになっている。何かあったら町の方にご相談いただきたい。

(猪狩建設課長)

借地も同じ対応である。個別で状況が違うのでご相談ください。

(町民：男性)

今まで双葉町に何回も（86回）一時立ち入りをしているが、職員も双葉町内に入って現地調査をして現状を把握するべきではないか。

上羽鳥の仮置き場についてお聞きしたい。

(伊澤町長)

担当課の職員が双葉町に随時入って現場の確認を行っている。

上羽鳥の仮置き場については、こちらを整備して行く時に土地の地権者にご理解をいただき進めていきたい。